第明三治種二郵十便五物年認三可月三十一日

平成２９年（フ）第６１号
栃木県小山市大字犬塚51―187、住民票上の住所栃木県小山市大字犬塚50番地199、（従前の住所）栃木県小山市大字喜沢1272番地９
破産者　羽田野良介
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６０５号
さいたま市緑区大字大間木1545番地　東浦和団地３号棟506、旧住所埼玉県川口市在家町３番４号
破産者　アハマド　サフラズ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５３号
埼玉県志木市本町２丁目４番36号　鈴の木202号
破産者　吉田　憲治
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―15―208
破産者　小川　智啓
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６７号
札幌市豊平区美園８条３丁目４番11―401号
破産者　野呂　圭司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５０号
札幌市中央区北６条西25丁目３番35―604号
破産者　林　　研
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０５号
仙台市太白区八木山香澄町25―６、住民票上の住所仙台市青葉区一番町１丁目11番９―410号
破産者　大平　和男
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７４５号
仙台市泉区山の寺３丁目７番10号
破産者　坂本　健二
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市太田１丁目１番９号　２Ｆ、開始決定時の住所宮城県気仙沼市四反田104番地２
破産者　小野寺芳則
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１８３号
群馬県高崎市浜尻町33番地７
破産者　後閑　　崇
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３９号
群馬県高崎市保渡田町1259番地２
破産者　金古　雅之
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３０号
群馬県藤岡市東平井1129番地
破産者　嶋田　輝光
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４６号
群馬県高崎市並榎町366番地２
破産者　小林　泰則
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６９号
群馬県高崎市台新田町208番地
破産者　三木　陽介
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６３０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目25番10号
破産者　赤坂　昭博
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1512番地４　水田方、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬720番地30
破産者　盛内　昭史
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２９号
埼玉県所沢市大字松郷63番地の１　パークハイツ106
破産者　奥田　勝志
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２０７号
横浜市青葉区すみよし台32番地21
破産者　手塚　浩二
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部